

令和7年度 第3回 神栖市下水道料金適正化検討委員会 会議録（要旨）

期日 令和8年2月4日（水）

場所 神栖市役所分庁舎2階 会議室1

時間 午後1時30分～午後2時20分

○協議事項

神栖市下水道料金等の検討について

○出席委員 10名中6名

○説明のために出席したもの

岩井都市整備部長 （事務局）

阿尾下水道課長 （事務局）

横田下水道課長補佐 （事務局）

古徳下水道課長補佐 （事務局）

宮内下水道課係長 （事務局）

大川下水道課係長 （事務局）

渡辺下水道課係長 （事務局）

アドバイザー 日本会計コンサルティング株式会社 山田氏

日本会計コンサルティング株式会社 南澤氏

○傍聴人 無し

1 開会

（司会進行 事務局）

本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、令和7年度第3回神栖市下水道料金適正化検討委員会を開催いたします。神栖市下水道料金適正化検討委員会規則第6条第1項の規定により、議長及び会議の進行を委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（委員長）

お忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。はじめに、本日は3名の委員の皆様から欠席のご連絡を、1名の委員様から遅れて出席するとご連絡いただいておりますが、出席者は過半数に達していますので、神栖市下水道料金適正化検討委員会規則第6条第2項の規定により、本日の委員会が成立しましたことをご報告させていただきます。

2 案件

(1) 目指すべき改定の指標

(説明：事務局)

資料の4ページをご覧ください。経常収支比率についてご説明いたします。経常収支比率とは、収入と費用の比率で算出する指標となります。経常収支比率が100%未満の場合には、費用を収入で賄うことができていないこととなるため、事業が赤字であると判断できます。

5ページをご覧ください。表やグラフにつきましては、使用料不足額を補うため、令和9年度以降に、下水道使用料の料金改定を実施した場合となっております。経常収支比率は100%を超えており、老朽化に伴う施設の更新費用の原資となる純利益も確保することが可能でございます。説明は以上となります。

続きまして、2. 適正な料金体系の設定、3. 使用料改定案につきまして、日本会計コンサルティングの山田様からご説明させていただきます。

(2) 適正な料金体系の設定

(説明：日本会計コンサルティング)

7ページをご覧ください。下水道料金体系の検討についてご説明いたします。下水道事業の料金体系は、各団体の条例で定められており、その体系は団体によって異なっているところでございます。神栖市においては、二部料金制の従量使用料が逓増型を採用しております。逓増型とは排水量に応じて、従量単価を排水量が多いほど高くなるように設定する制度でございます。大多数の下水道事業については、逓増型を採用している状況です。

8ページをご覧ください。下水道使用料の考え方についてご説明いたします。緑の枠内で囲んでいるところは、人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会の提言から引用しております。上段につきましては、使用水量の大口利用者に対して、多く負担させ、過度な負担を強いることは、民間企業等の転出や自己処理への変更を誘発させることとなり、結果的に小口利用者への負担が増加するという考え方でございます。下段につきましては、利用者に対してどのように負担させるかを使用水量ではなく構成比率で判断するという考え方を説明しております。構成比率が高いところをボリュームゾーンとして、ボリュームゾーンに該当する利用者の使用料単価が汚水を処理するために1立方メートル当たりにかかる汚水処理費である汚水処理原価に近い単価とする考え方でございます。神栖市においては、右下のグラフから1~10にあたる層がボリュームゾーンとなり、構成比は41.95%になります。また、左下のグラフから、神栖市の令和6年度決算における汚水処理原価が169.28円であることに對して、ボリュームゾーンの使用料単価は148円であるため、汚水を処理すればするほど赤字になる料金体系の構成になっております。

9 ページをご覧ください。逓増度についてご説明いたします。逓増度とは多く使用している利用者への依存度を測る指標として使われており、逓増度が高いほど、多く使用する利用者の使用料収入に依存しています。近隣市町村や茨城県内の類似団体と逓増度を比較した表において、神栖市の逓増度は上から3番目に位置しており、多く使用する利用者依存しているところがございます。

10 ページをご覧ください。利用実態についてご説明いたします。右上のグラフはボリュームゾーンを水量や件数、下水道料金により明示した表となります。神栖市においては、使用水量が10立方メートルまでの利用者は従量料金がかからず、基本料金のみ発生するため、区分が基本と1～10で表示されている部分は概ね同一であるとして認識していただきたいと思っております。グラフ左側の赤枠に当たる基本と1～10につきましても、水量の構成比に対して料金の構成比が低いため、水量に対して収入が不足をしていると見受けられます。また、右側の赤枠に当たる201～につきましても、水量の構成比に対して料金の構成比が高いため、水量に対して収入が多い状況となっております。

(3) 使用料改定案

(説明：日本会計コンサルティング)

12 ページをご覧ください。使用料の改定案についてご説明いたします。これまで説明した使用料の考え方等を踏まえて、使用料不足額を使用料へ転嫁・配賦する方法について、改定パターンをご提示いたします。

13 ページをご覧ください。まず、最初に提示する改定案の見方についてご説明いたします。上段の考え方と案につきましても、改定案の考え方を簡単に明示しております。中段の表につきましても、現行の料金体系と改定案の料金体系、その差額を表記しております。最後に下段につきましても、一般的に家庭で使われる使用水量は20立方メートルと言われておりますので、20立方メートル利用したときの現行と改定後の料金を明示しております。また、各料金につきましても、税抜き金額で表示をしております。まず、改定案Aからご説明いたします。改定案Aは使用料不足額を、全ての利用者に等しく負担を求めるといった考え方となっております。現在の利用状況を維持したままで、全ての世帯、全ての事業者等に等しく負担を求める公平な案となります。改定額は基本料金が200円、従量料金は全て20円上がり、全体的な改定率が約11%となるように調整された案でございます。

14 ページをご覧ください。次に、改定案Bについてご説明いたします。改定案Bは改定案Aと比較したときに使用水量が少ない利用者である小口利用者への負担を抑え、不足額を大口利用者が負担して補うという考え方となっております。生活基盤が一般家庭1人か2人世帯の負担を最小限に抑えた上で、支払い能力が比較的高いと考えられている大口利用者に、相応分以上の負担を求める案でございます。改定額は基本料金が100円、従量料

金は11～100までが20円、100以上が30円上がりますが、大口利用者へ過度な負担を求めるとまではないように調整している案となります。

15 ページをご覧ください。次に、改定案Cについてご説明いたします。改定案Cはボリュームゾーンに当たる利用者に対して、適切に配賦するという考え方になっております。利用者への負担を考えて配賦する考え方とは異なり、利用実態を踏まえて合理的に配賦する考え方であり、国の指針に沿った上で、全使用水量の4割以上を占める使用水量が0～10立方メートルであり基本料金内に含まれる利用者に対して、基本料金の単価を是正して、適正に料金を回収するという案でございます。改定額は基本料金が200円、従量料金は11～100までが10円、大口利用者に関しても少し不足しているため、100以上が20円上がり、利用実態を考慮して調整する案となります。

16 ページをご覧ください。次に、改定案Dについてご説明いたします。改定案Dは利用者への負担や利用実態を踏まえるという考え方とは異なり、使用水量などに左右されにくい、安定した収入確保を重視するという考え方になっております。地域の経営基盤を支える企業等の大口利用者の負担増を避け、全ての利用者が下水道というインフラを維持するため固定費という形で同額を負担するという案でございます。改定額は基本料金が320円上がり、従量料金は上げない案となります。

17 ページをご覧ください。最後に、改定案Eについてご説明いたします。改定案Eは小口利用者への影響を最小限に抑えることを最優先するという考え方になっております。ボリュームゾーンに当たる利用者への負担を避け、11立方メートル以上使用する2人から3人世帯や法人等に全ての負担を求める案でございます。1人世帯や、節水努力をしている世帯は負担が増加しない案となるため、料金収入が使用水量に大きく依存しており、現状全国的に問題となっている節水志向や人口減少等による使用水量の減少に対して対応できず、安定した財源確保が難しい案でございます。改定額は従量料金を一律に40円上げることから、一般家庭が使用する水量の目安である20立方メートルを使用した場合の下水道使用料は全ての改定案の中で一番高くなる案となります。

18 ページをご覧ください。改定の影響や改定率の明示についてご説明いたします。表の見方につきましては、独身単身者や工場、スーパー等の参考水量に対して、提示した改定案の改定率がどの程度であることを示しており、上から3段目には料金改定をした場合の全体の改定率を平均改定率として表記してあります。また、表の赤字部分につきましては、改定率が11%を超えている場合に赤く表記してあり、改定による影響が大きい部分であることを強調しております。改定案Aにつきましては、全体的に11%から12.29%までの改定率となり、平均的な改定であると確認することができます。改定案Bにつきましては、大口利用者への負担が増加する案であるため、大口利用者の改定率が16%を超えております。改定案Cにつきましては、ボリュームゾーンへの配賦を強くしているため、家族4人世帯や小規模事業所の改定率は6%～10%になりますが、独身単身者等の小口利用者の改定率は16%、夫婦2人世帯は12%、スーパーや大口利用者に関しては10%を超えており

ます。改定案Dにつきましては、基本料金のみ上げているため、独身単身者の改定率は26%を超えております。改定案Eにつきましては、従量料金のみ上げているため、家族4人世帯の改定率は17%、小規模事業所の改定率は22%を超えております。

19 ページをご覧ください。改定の影響や改定率の詳細についてご説明いたします。改定案Aにつきましては、1円単位の端数等がありますので、完全に一律11.0%ではないですが、概ね11%前後で公平に配賦をしている案でございます。改定案Bにつきましては、改定案Aをベースにした上で、小口利用者の負担を抑えて、抑えた分を事業者に配分している案でございます。家計には優しい反面、大口利用者への依存度が高まるため、経営への影響が懸念されます。改定案Cにつきましては、国の指針に基づいて算定をしております、ボリュームゾーンに当たる10立方メートルまでの利用者に対して、基本料金を200円引き上げることで、安定財源を確保するという考え方になっております。特定の層に過度な負担を強いることなく、使用量に対して不足額を配賦しており、公平で持続可能な体系でございます。改定案Dにつきましては、将来的な人口減少を見据えた上で、水量の変化に関わらず発生する固定費を全利用者で均等に分担をする考え方になっております。他の改定案と比べて、一番安定的な経営が可能となりますが、小口利用者の負担感が相対的に強まる特徴があります。改定案Eにつきましては、1人世帯や節水世帯の負担を全く増やさないようにする案でございます。100立方メートルを超える利用者には22%以上の大幅な改定率が適用されますので、大口利用者への依存は一番強くなっていることから、情勢の変化や節水志向等により財源が不安定になるというリスクがあります。

20 ページをご覧ください。本日の会議においては、神栖市の使用料不足額に対する料金改定案としてA案からE案についてご説明いたしました。改定案につきましては、ご説明した内容を踏まえて、検討を行っていただければと思います。

(説明：事務局)

日本会計コンサルティング様より料金の改定案につきまして、今後の人口減少に伴う料金収入の減少や、物価高騰に伴う維持管理費等の増加による下水道利用者の負担を考慮し、改定案AからEの5つのご説明をさせていただきましたが、事務局といたしましては、改定案Cを推薦したいと思っております。理由といたしましては、国の求める指標である逡増度の適正化や使用者の使用量に応じた負担を適切に配賦する案であることから、改定案Cを推薦させていただきます。ご検討よろしくお願いたします。

3 質疑応答

(委員長)

事務局からの説明が終了いたしましたので、ご質問、ご意見のある方は挙手をもってお願いいたします。

事務局から改定案Cを推薦したいということで、特段、ご意見等はございませんでしょうか。

ご意見がないようであれば、ここで質疑応答を終了させていただきます。それでは、料金の改定に関しまして、皆さんの意見をお伺いし、お諮りさせていただきたいと思えます。

改定案Cを今回の改正案とすることに、ご異議はございませんでしょうか。

(委員)

異議なし

(委員長)

改定案Cで決定いたします。

4 閉会

(委員長)

本日の委員会の案件につきましては、全て終了いたしました。事務局より報告がございましたらお願いいたします。

(事務局)

本日の委員会のご意見を反映させていただきまして、市長へ提出する意見書の案を次回委員会で審議をお願いしたいと思っております。日程につきましては、令和8年3月中旬頃を予定しておりますので、日程が決まりましたら委員の皆様にご改めてご連絡をさせていただきます。また、何かご質問やご意見がありましたら下水道課まで問い合わせをいただければと思います。以上でございます。

(委員長)

最後になりますが、委員の皆様のご協力に感謝を申し上げまして令和7年度第3回神栖市下水道料金適正化検討委員会を閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。